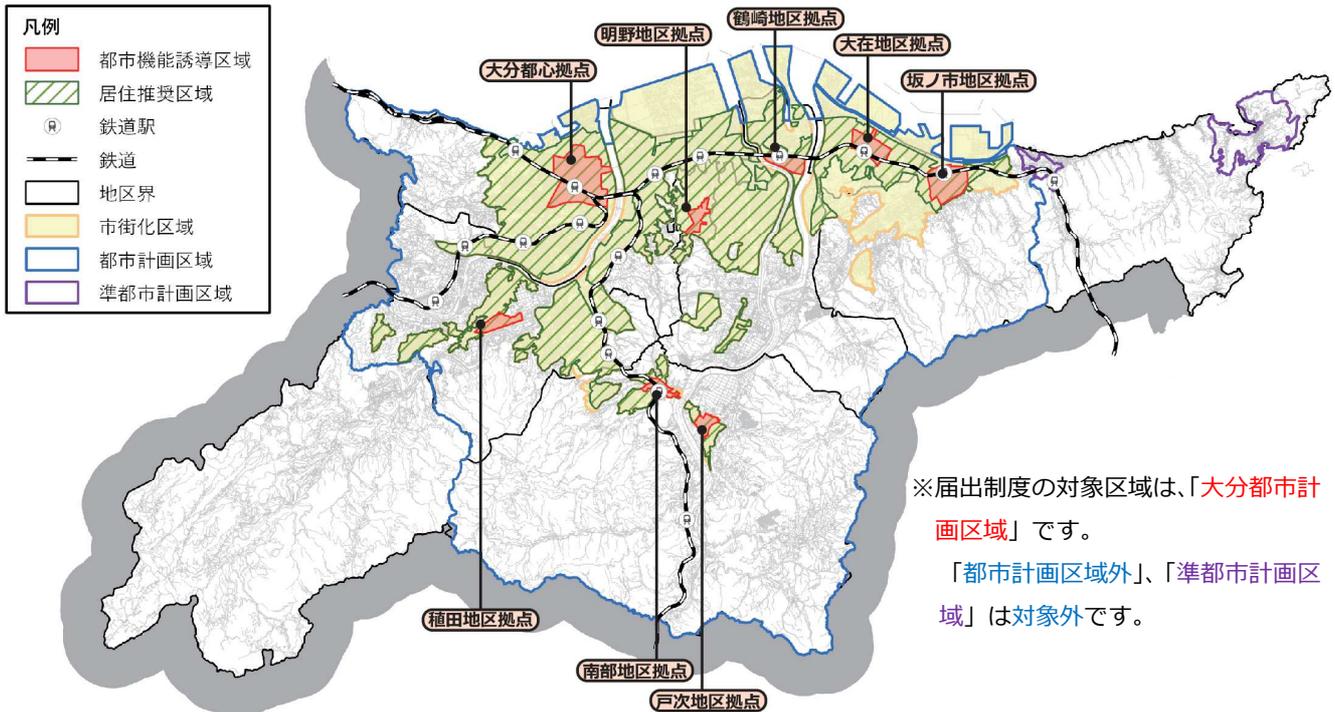


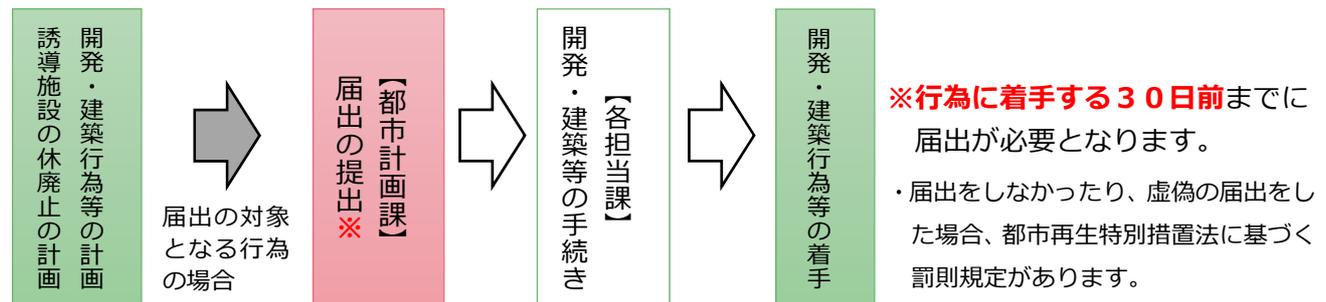
● 居住推奨区域と都市機能誘導区域等の位置図



※届出制度の対象区域は、「大分都市計画区域」です。
「都市計画区域外」、「準都市計画区域」は対象外です。

注：災害リスクの高い区域として「急傾斜地崩壊危険区域」「地すべり防止区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」は居住推奨区域、都市機能誘導区域から除きます。最新の情報は、大分県のホームページ「土砂災害危険箇所情報」をご参考にいただき、詳細については、大分県土木事務所管理課へご確認ください。

● 届出の流れ



● 提出の方法

届出は、所定の届出様式に添付図書を添えて1部提出します。

| | |
|------------------|--|
| 開発行為の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（居住推奨区域：様式第10 都市機能誘導区域：様式第18） ● 添付図書（付近見取り図、設計図書、その他参考図書） |
| 建築等行為の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（居住推奨区域：様式第11 都市機能誘導区域：様式第19） ● 添付図書（配置図、建築物の2面以上の立面及び各階平面図、その他参考図書） |
| 上記2つの届出内容を変更する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（居住推奨区域：様式第12 都市機能誘導区域：様式第20） ● 添付図書（上記の添付図書の変更となる図書） |
| 誘導施設の休廃止を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式第21） |

「大分市立地適正化計画」に基づく届出制度に関するお問合せ先

大分市都市計画部 都市計画課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
TEL：097-537-5965 FAX：097-536-7719

- ※1 届出の詳細については、「大分市立地適正化計画届出の手引き」をご覧ください。
- ※2 居住推奨区域、および都市機能誘導区域の詳細については、都市計画課の窓口、または大分市のホームページ (<https://www.city.oita.oita.jp/>) で確認することができます。